



東北ブロックにおける審査上の取扱い (ブロック取決) のご案内

令和6年 8 月 9 日

東北ブロック^(※)の審査委員会における審査上の取扱い(ブロック取決)について、以下のとおりお知らせします。

なお、本ご案内は、審査に関する透明性の向上を図るため、東北ブロック内審査委員会の現時点での取決をお知らせするものであり、今後、変更等が生じた場合は、速やかにお知らせします。

おって、当該取決については、療養担当規則等に照らし、当該診療行為の必要性などに係る医学的判断に基づいた審査が行われることを前提としておりますので、当該取決に示された適否が、すべての個別診療内容に係る審査において、画一的あるいは一律的に適用されるものではないことを申し添えます。

(※) 北海道、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県

【東北ブロック取決事項】

歯 科

No.	取扱い	根拠	備考
1	原則として、歯周病に罹患している患者に対して歯周病検査を実施する場合において、「P」病名の歯数にかかわらず、口腔内写真5枚までの「B001-3 歯周病患者画像活用指導料」及び「注」の加算の算定を認める。 留意事項として、診療状況が不明な場合等は必要に応じて医療機関に対して照会を行い、判断する必要がある。	「P」病名の歯及び歯周組織の部位に対して、歯周病が重度で歯頸部や歯間部、遠心面や根分歧部に対するブラッシング方法を効果的に指導するために、ミラーを使って拡大撮影するなど、さまざまな方向等から撮影を行うことが臨床上あり得るものと考えられる。	令和 7 年 9 月 29 日に「審査情報提供事例(歯科)」として公表

本件に関する問合せ先

東北審査事務センター

・ 内科・歯科審査室歯科審査課(TEL:022-785-9135)河村